

岩手県教育委員会告示第8号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定史跡を指定する。

平成25年11月5日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	名称	所在地	指定地域			所有者
			地番	地目	面積	
史第47号	湯舟沢環状列石	岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢	327番地13	原野	4,165㎡	岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼55番地 滝沢村